

舞監公示第5 - 19号
令和5年2月17日

小型無人機対処器材点検整備、修理及び不具合調査に係る契約希望者募集要
項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料
等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 伊藤勝規

記

1 調達予定品目等

令和5年度、令和6年度及び令和7年度における第23航空隊が要求元である
小型無人機対処器材の点検整備、修理及び不具合調査

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な
同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省及び契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でな
いこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正
な契約の履行が確保される者

- (5) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に係る近畿地区競争参加資格を有する又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者(申請中の場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者)
- (6) 別紙「調達予定内容等」の点検、整備、修理及び不具合調査に関し、必要な次の体制・能力を有すること又は履行までに体制・能力を有すること
 - ア 調達しようとする役務の提供能力を有する者
 - イ 役務の提供に当たり必要な技術及び修理設備又は公的資格を有する者
 - ウ 履行後の不具合及び改修に関する対応が迅速かつ継続的に可能な者
 - エ 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、当該許可若しくは認可を契約履行時に受けている者
 - オ 履行に当たってライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造企業とライセンスその他技術援助協定を契約履行時に締結している者
 - カ 秘密を取扱う場合は、秘密を取扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者
- (7) 下請業者に一部業務委託を行う場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号の項目を満たすことを証明できること。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」(別紙様式)及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書(写し)
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要)

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去3年間の官公庁との契約実績（実績がない場合は省略可）

イ 公的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む。）

ウ 第2項に規定する設備、体制及び能力を証明する書類（設備一覧、組織図、動員計画、安全体制等）

エ 第2項第8号に示す各証明書又は誓約書若しくは保証書

オ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務内容によってはイ、ウ及びエを添付させる。）

（2）対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

（1）提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

（2）提出期間

公示日～令和5年3月20日（月）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（3）提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

6 技術資料の審査等

（1）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

（2）技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から知識・技術能力調査のために履行場所等（下請企業の履行場所等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、履行場所等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250(内線2255)

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告

すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

(記入例)

舞鶴地方総監部経理部長 殿

株 式 会 社
代表取締役

参 加 表 明 書 (舞監公示第5 - 19号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	調 達 予 定 品 目	基準項目				備 考
		点検	整備	修理	不具合調査	
1	小型無人機対処器材					

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書 (写し)
2 令和 年 月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料

調 達 予 定 内 容 等

1 調達予定内容

以下の表のとおり。

品 名	基準項目				製造会社（主要のみ記載）
	点検	整備	修理	不 具 合 調 査	
監視装置 MM2	○	○	○	○	製作：ロボティクス・センタージャパン株式会社 - 構成 - MM2 本体 取付金具付デュアルバンド無指向性アンテナ 直付型 GPS アンテナ スマートフォン AC 電源アダプター DC 電源ケーブル 自動車バッテリー用ハーネス USB スマートフォンケーブル 堅牢型 RF ケーブル 留め具付多目的マウンティングプレート 磁石式アンテナ取付架台 堅牢ケース スマートフォンマウンティングクリップ スマートフォンマウンティングアーム 小型無人機 延長ケーブル付遠隔電源スイッチ RF アダプター N コネクターRF 終端器
ネットワーク接続キット	○	○	○	○	製作：ロボティクス・センタージャパン株式会社

2 基準項目の内容

(1) 点検

目視又は簡単な工具、計測器をもって装備品等の各部の機能又は作動を確認し、調整不良、故障及び欠陥等を発見する作業

(2) 整備

点検により発見した調整不良の是正及び今後継続して使用するために必要な措置作業

(3) 修理

点検及び運用時に発見又は発生した故障、欠陥箇所等の修理復旧作業

(4) 不具合調査

運用時に発見又は発生した不具合箇所に対する原因の調査